

**（仮称）阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業  
計画段階環境配慮書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見**

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

**[全体事項]**

- (1) 方法書以降の手續の実施に当たっては、列車の本数や走行速度等、供用時の状況を想定し、鉄道供用時における調査、予測及び評価の方法を検討すること。

**[大気環境]**

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺の道路は幅員が狭い部分があり、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や資材置き場の設置等による騒音及び振動の影響が懸念される。

このため、方法書以降の手續では、工事の実施に係る環境影響評価の項目を選定するとともに、工事計画に応じ適切に調査、予測及び評価を実施すること。

**[水環境]**

**〈地下水〉**

- (1) 鉄道延伸ルート上のトンネルの掘削により、台地部に賦存する地下水に対し局所的な影響が表れる可能性があるため、台地の裾野で湧出する湧水等、地域の地下水の利用状況について調査を行い、必要に応じその影響について調査、予測及び評価を行うこと。

**[動物・植物・生態系]**

- (1) 河川内に構造物を設置した場合、河川を利用する動植物に対する影響が懸念されるため、白川を横断する橋梁の構造の検討に当たっては、河川内構造物の設置の回避を第一に検討すること。

**〈動物〉**

- (1) 台地部の斜面には、コウモリ類がねぐらとしている横穴が存在している可能性があることから、鉄道延伸ルート上のトンネル開口部周辺における調査を行い、必要に応じ、その影響について、調査、予測及び評価を検討すること。

**[文化財]**

- (1) 今後の事業計画及び詳細設計の検討に当たっては、構造物等の文化財（石

造眼鏡橋等)を移築することなく保全できるよう配慮すること。